

**近畿分析技術研究奨励賞
ならびに
近畿分析技術研究国際交流助成候補者 選考委員会 内規**

(選考委員会)

第1条 近畿分析技術研究奨励賞ならびに近畿分析技術研究国際交流助成の候補者を選考するために選考委員会をおく。

第2条 委員会は日本分析化学会近畿支部の役員から常任幹事会によって選ばれた7名の選考委員で構成される。

2)前項の規定にかかわらず、特別の理由があれば、日本分析化学会近畿支部の役員以外から選考委員を選ぶことができる。

(選考委員の選出)

第3条 支部長は、5月から6月中旬の間に支部役員から得た推薦をもとに、所属や専門等に偏りが生じないように配慮して選考委員候補者7名を選任し、7月に開催の常任幹事会の承認を得る。

2) 支部長は選考委員を兼ねることはできない。

3) 選考委員が辞任したときは、支部長が補欠の選考委員を推薦し、常任幹事会が承認する。

(選考委員の任期)

第4条 選考委員の任期は当該年の10月1日から翌年の9月30日までの1年とし、再任を妨げないが、連続した任期は2年を限度とする。

2) 補欠の選考委員の任期は前任者の任期と同じとする。ただし、この期間は、前項の任期の通算にあたっては含めないこととする。

(選考委員の制限)

第5条 選考委員は奨励賞の推薦者となることができない。

(選考委員長)

第6条 原則として選考委員の互選により選考委員長を選出する。

(選考方法)

第7条 委員長は選考委員会を主催し、応募者の中から、規定第1項ならびに第2項が示す趣旨に沿い、表彰候補者を選考する。選考が技術者あるいは研究者に偏ることのないよう、選考基準に配慮することとする。選考委員長は、選考結果を支部長に報告する。

第8条 支部長は、選考委員会が選定した奨励賞候補者を12月に開催される常任幹事会に付議して承認を得る。

2) 支部長は、選考委員会が選定した国際交流助成候補者を7月および12月に開催される幹事会で報告する。

2005年9月2日 常任幹事会 承認

2009年4月17日 常任幹事会 改訂承認

2010年1月8日 常任幹事会 改訂承認

2025年3月14日 常任幹事会 改訂承認